

千葉市建築工事における週休2日制工事試行要領 新旧対照表

改定	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 4週8休以上</p> <p><u>原則として、対象期間内のひと月単位において現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。</u></p> <p><u>ただし、夏休み工事等でひと月単位での達成が難しい場合によっては、監督職員の承諾を得てほかの月に振り替えることができる。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日以降に公告する案件から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する案件について適用し、同日前に公告する又は交付する案件については、なお従前の例による。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する案件について適用し、同日前に公告する又は交付する案件については、なお従前の例による。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要領は、令和6年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する案件について適用し、同日前に公告する又は交付する案件については、なお従前の例による。</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 4週8休以上</p> <p>対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日以降に公告する案件から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する案件について適用し、同日前に公告する又は交付する案件については、なお従前の例による。</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する案件について適用し、同日前に公告する又は交付する案件については、なお従前の例による。</p>